

## 4. お金のこと

お金のことが心配、やりくりが不安な方への支援や制度があります。

### 生活を支える制度

#### 障がい年金

相談窓口：年金事務所

障がいの状態によって、生活を保障するための年金が支給されます。

#### 生活保護

相談窓口：市役所福祉課

最低限度の生活を保障し、自立を支援する制度です。

#### 税金の控除・免除

各種税の控除や免除の対象となる場合があります。

所得税・相続税・贈与税      相談窓口：税務署

住民税・軽自動車税      相談窓口：市役所課税課

自動車税      相談窓口：天草広域本部

#### 交通料金の割引

相談窓口：各社

バス運賃や航空機の運賃などの割引の対象となる場合があります。

#### NHK 放送受信料の免除

相談窓口：市役所福祉課

NHK 放送受信料が免除となる場合があります。

#### 携帯電話料金の割引

相談窓口：各社

携帯電話料金の割引の対象となる場合があります。



## 手当

### 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

相談窓口：市役所福祉課

重度の障がいのために必要となるさまざまな負担を軽減する目的で支給されるものです。精神障がいと身体障がいや知的障がい重複し常に介護を必要とする方に支給されます。

### 特別児童扶養手当

相談窓口：市役所福祉課

慢性の病気や障がいのために必要となる負担を軽減する目的で支給されるものです。20歳未満の人を育てている父母等に支給されます。障がい児福祉手当よりは軽度の障がいも対象になります。障がい者手帳も必須ではありません。

## 医療費に関する制度

### 自立支援医療（精神通院）

相談窓口：市役所福祉課

通院医療費（外来通院、精神科デイケア、精神科訪問看護、薬局）の一部を公費で負担する制度です。

### 重度障がい者医療費助成事業

相談窓口：市役所福祉課

精神障がい者保健福祉手帳1級の方が対象です。医療費（保険診療分）の自己負担を助成する制度です。

## やりくりや財産を守る制度

### 地域福祉権利擁護事業

相談窓口：社会福祉協議会

生活費のやりくりや、貯金の管理をお手伝いする制度です。

### 成年後見制度

相談窓口：社会福祉協議会

家庭裁判所に申し立てをして、障がいなどにより判断能力が十分でない方が困らないように、援助する人（後見人・保佐人・補助人）をつけてもらう制度です。財産の管理、入院や施設入所の契約などを支援してくれます。

## 住むところや生活費に困ったら

### 生活困窮者総合相談支援事業

相談窓口：社会福祉協議会

働きたくても働けない、住むところがない、生活費に困っているなど、無料で相談に応じます。住まいや仕事の紹介、場合によっては、緊急的な一時支援として宿泊場所や衣食の提供なども行います。秘密は固く守られます。

### 天草市社会福祉協議会 ”あまくさ生活相談支援センター”

#### 社協本所

〒863-2201 五和町御領2943 TEL：32-2552 FAX：32-2551

#### 五和地区の方

相談窓口 社協 本所 福祉のまちづくり課 090-6891-7125

#### 本渡・新和地区の方

相談窓口 社協 本渡支所 080-2744-3008 090-6892-2185

#### 有明・御所浦・倉岳・栖本地区の方

相談窓口 社協 栖本支所 080-2744-1219 090-6891-1713

#### 牛深・天草・河浦地区の方

相談窓口 社協 牛深支所 080-2745-0580 090-6891-9057

※電話での相談は24時間、365日可。

※お近くの社協各支所での相談を受け付けています。